

ヘルスケアサービスとしての旅のかたち「ヘルスツーリズム」の認証

2018 年 4 月から開始予定

特定非営利活動法人日本ヘルスツーリズム振興機構・一般財団法人日本規格協会・一般社団法人日本スポーツツーリズム推進機構は、「ヘルスツーリズム認証」の 2018 年 4 月の開始を目指し、「ヘルスツーリズム認証委員会」を立ち上げ活動を開始します。

認証の概要は以下の通りですが、サービスの詳細につきましては、今後設置予定の WEB サイト等で公表いたします。

記

1. ヘルスツーリズムとは

ヘルスツーリズムは、健康面での何らかの価値提供を含んだ観光の形態の一つです。ヘルスツーリズムの具体的なサービス商品である「ヘルスツーリズムプログラム」は、旅の喜びとともに、多くの人々に対して健康への気づきをもたらすヘルスケアサービスとして、一層の活用が期待されています。

2. ヘルスツーリズム認証の目的

ヘルスツーリズムプログラムは、すでに各地域で提供がされておりますが、サービス提供事業者にとって、ヘルスツーリズムプログラムの開発・提供の枠組みは確立されておらず、消費者にとって、安心して購入・利用するための選択基準等も未整備でした。

こうした課題への解決策の一つが、ヘルスツーリズム認証です。第三者機関による認証審査は、ヘルスツーリズムプログラムの要件を満たした観光サービス商品を、広く社会へ「見える化」することができます。これにより、良質なサービスの提供・消費の好循環をもたらす、ヘルスツーリズムの健全な市場形成の基盤として普及することを目指しています。

3. 認証の運営体制

認証は、ヘルスツーリズムの研究・普及を行う団体として発足した特定非営利活動法人日本ヘルスツーリズム振興機構、規格開発などの標準化及び規格に基づく認証を行う一般財

団法人日本規格協会、及びスポーツを活用した観光まちづくり等の協力・支援等を行う一般社団法人日本スポーツツーリズム推進機構によって、ヘルスツーリズム認証委員会を組成し、事業提携により運営するものです。

上記3組織は、経済産業省が実施した「ヘルスツーリズム品質評価事業」等の認証制度検討委員会事務局の運営や検討委員、認証実証等において実績を有します。

4. 認証サービスの概要(ヘルスツーリズム認証「カテゴリー1」)

(1) 申請要件

法人格を有する事業者(プログラム提供事業者)

※申請者は、業務委託先に対し認証基準へ適合させるための運営管理体制を有しなければなりません。

※申請は、事業所(店舗等の拠点)単位で行っていただきます。

(2) 認証の適用範囲

観光関連サービス商品(プログラム)及び当該サービス提供事業者の運営管理体制

(3) 認証基準の対象と評価ポイント

①ヘルスツーリズムプログラムの要件を満たしたプログラムであること

②ヘルスツーリズムプログラム提供事業者に必要な運営管理体制を構築していること

※評価については、「安全への取り組み」、「行動変容への働きかけ」、「地域・情緒的価値への取り組み」の3点を審査します。

(4) 審査方法

文書審査形式で、認証基準に対する適合性の評価を実施

(5) 認証有効期間

初回認証から3年間有効(更新後は2年間有効)

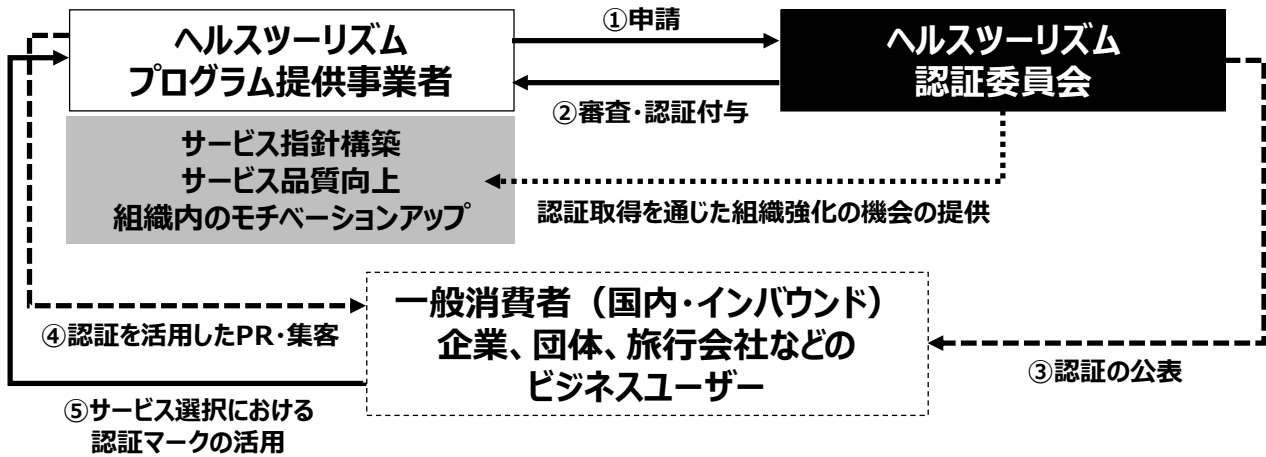
(6) 認証費用

審査費用はヘルスツーリズム認証単体:85,000円(税別)/プログラム

(7) 認証の付与・公表

認証審査の結果、認証基準へ適合していると判定された場合には、事業者を「ヘルスツーリズムプログラム提供事業者」、申請されたサービス商品を「ヘルスツーリズムプログラム」として登録し(プログラム認証)、認証ウェブサイトで公表いたします。

図表 1 ヘルスツーリズム認証の流れ・メリットイメージ



(8) オプション認証サービス (ISO17679、ISO17680)

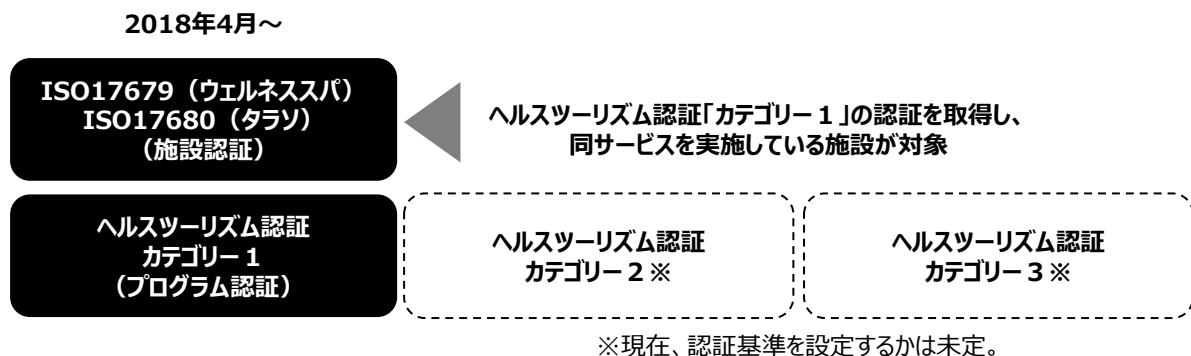
スパ、タラソセラピーを提供する事業者は、ISO（国際標準化機構）が開発した、下記の国際規格 ISO17679、ISO17680 に基づく、認証オプションサービスとして申請することが可能です。

こちらの申請要件の詳細については、別途お問い合わせください。

- ・ ISO17679 「観光及び関連サービス — ウェルネススパ — サービス要求事項」
- ・ ISO17680 「観光及び関連サービス — 海洋療法 — サービス要求事項」

※ISO（国際標準化機構）における委員会「Tourism Related Services」WG2ni「Health Tourism Services」で開発された国際規格。

図表 2 ヘルスツーリズム認証の種類と ISO 認証の位置づけ



※現在、認証基準を設定するかは未定。

以上

< 本件についてのお問い合わせ先 >

特定非営利活動法人日本ヘルスツーリズム振興機構 03-5290-1626 担当：白井